

児童育成手当の所得制限限度額を引き上げ

児童育成手当の所得制限限度額が、令和7年6月分の手当から引き上げられます。令和6年中の所得が**右表**の改正後の範囲内に該当すると思われる方は申請してください。認定されると、原則として申請の翌月分から受給できます。

※すでに受給している方や、5月以降に新規申請した方は、改正後の所得制限限度額を適用しているため申請不要です

●児童育成手当（育成手当）

対象

平成19年4月2日以降生まれの児童を養育している母子・父子家庭等の方

手当月額

1万3500円（児童1人につき）

●児童育成手当（障害手当）

対象

20歳未満で、次のいずれかに該当する障がいがある児童を養育している方
▶「愛の手帳」1～3度程度
▶「身体障害者手帳」1・2級程度
▶脳性まひまたは進行性筋萎縮症

手当月額

1万5500円（児童1人につき）

扶養人数	所得制限限度額	
	改正後	改正前
0	366万1000円	360万4000円
1	404万1000円	398万4000円
2	442万1000円	436万4000円
3	480万1000円	474万4000円
以降、1人増すごとに38万円を加算		

※所得は地方税法に規定する所得額から社会保険料相当額（8万円）のほか、医療費控除、ひとり親控除等の該当する控除額を引いた額です。所得の算出方法は、お問い合わせください

申請・問合せ 来所で、区役所2階子育て支援課子育て給付係 ☎内線3816

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

届出
問合せ

- ▶給付金専用ダイヤル…☎0570(05)4092<ナビダイヤル>
※050で始まる電話でかける場合は、☎03(5539)2216
- ▶荒川年金事務所……………☎(3800)9151
- ▶国保年金課国民年金係（区役所1階）…☎(3802)4168

◆新たに年金を受給する方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または国保年金課国民年金係で請求手続きをしてください。

◆新たに年金生活者支援給付金を受給する方

日本年金機構から、案内を順次送付しています。同封の年金生活者支援給付金請求書に必要事項を記入し、提出してください。

◆すでに年金生活者支援給付金を受給している方

手続きは原則不要のため、請求書は送付されません。引き続き要件を満たしている場合は、継続して受給できます。

なお、所得状況等により要件を満たさなくなった場合は、12月以降に日本年金機構から「年金生活者支援給付金不該当通知書」を送付します。

詳細は、年金事務所にお問い合わせください。

申込み

支給要件

◆高齢基礎年金を受給している方

次の要件をすべて満たす方

- 65歳以上 ●世帯員全員の特別区民税・都民税が非課税
- 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約89万円以下

◆障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 前年の所得額が約472万円以下

自殺に追い込まれない社会を目指して

9月10日～16日は自殺予防週間です

令和6年の全国の自殺者数は2万320人で、前年に比べ1517人減少しました。区は、かけがえのない命を守るために、「荒川区自殺対策計画」を策定し、さまざまな対策に取り組んでいます。

●「こころといのちのカード」の配布

講演会や各種イベント、区役所1階障害者福祉課等で配布しています。

●ゲートキーパー研修

「いのちの門番」といわれるゲートキーパーについての研修を実施しています。

●荒川区「こころの健康」情報

荒川区ホームページ（右の二次元コード）で、こころの健康診断（セルフチェック等）や、自殺予防の取り組みの閲覧ができます。



一人で悩まず相談してみませんか

●東京いのちの電話（24時間）

……………☎(3264)4343

●東京都自殺相談ダイヤル（正午～翌午前5時30分）

……………☎0570(087)478

●東京自殺防止センター（午後8時～翌午前2時30分）

……………☎(5286)9090

※月)は午後10時30分から、火)は午後5時から

●よりそいホットライン（24時間）

……………☎0120(279)338

問合せ 障害者福祉課こころの健康推進係 ☎内線2695